

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

2024年3月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社商船三井

3. 認定事業適応計画の実施期間

開始時期：2024年3月

終了時期：2034年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

株式会社商船三井は、気候変動対策においてグループ総力を挙げて「2050年ネットゼロ・エミッション」を目指し、人・社会・地球のサステナブルな発展に貢献することを掲げている。

目標達成に向け、クリーンエネルギーの導入、さらなる省エネ技術の導入、効率オペレーション、ネットゼロを可能にするビジネスモデル構築、グループ総力を挙げた低・脱炭素事業拡大を主軸とした環境分野への取組を行い、輸送におけるGHG排出原単位を、2030年までに2019年比平均1.4%/年削減、2035年までに45%削減することを目指す。

2025年度の基準年度（2019年度）に対するGHG排出原単位の削減率は12.1%となった。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

基準年度（2018年度～2019年度の2期平均値）から2025年度までの株式会社商船三井（連結）の修正ROAの伸び率は-0.66%となった。これは主に投資に係る資金調達により有利子負債が増加した結果として、総資産が増加しているためである。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

2025年度の株式会社商船三井（連結）の経常収支比率は123.6%となっている。

（4）実施した事業適応計画の内容

2024年4月に指定金融機関よりトランジション・リンク・ローンによる資金調達を行っている。本調達について、産業競争力強化法に基づく成果連動型利子補給制度の適用を受けた。2025年度は、本調達により調達した資金を、過年度に実施したクリーンエネルギーの導入等の投資案件に対して充当済みである。